

令和5年度 第1回伊予市環境審議会 会議録

日 時 令和5年12月21日(木) 10時から12時

場 所 伊予市庁舎4階大会議室

出席委員 治多 伸介、篠崎 健一、對尾 眞也、篠崎 博志、小野 二三男
小笠原 良雄、大本 孝志、山田 智香子、香西 恵子

事務局 産業建設部長 三谷 陽紀
環境政策課 久保 貴比古、松田 智樹、上岡 悟史
上下水道課 山田 仁
伊予地区ごみ処理施設管理組合 高橋 雄二
エヌエス環境株式会社 稲葉 岳志

傍聴者 なし

1 開会

伊予市環境基本条例第26条第2項の規定により、過半数の出席を得ていることから、会議の成立を確認した。

2 部長あいさつ

3 委員紹介

4 議事

(1) 副会長の選出

委員互選により、副会長に篠崎 健一委員が就任した。

(2) 伊予市一般廃棄物処理基本計画(案)について

(会長)

続いて、議事の(2)伊予市一般廃棄物処理基本計画(案)について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

資料2、一般廃棄物処理基本計画(案)について、説明させていただく。

本計画は、第1編「計画の基本的事項」、第2編「ごみ処理編」、第3篇「生活排水処理編」からなる。

まず第1編「計画の基本的事項」について説明する。1ページ、計画策定の背景及び目的について、平成27年にパリ協定が採択され、温室効果ガス排出削減のための取組が強化

され、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、世界的に持続可能な循環社会を目指す取組が進められる。日本では、こうした状況を踏まえ、第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画、プラスチック資源循環戦略、食品ロスの削減の推進に関する法律などの整備が進められている。また、県においては、第五次えひめ循環型社会推進計画を策定している。本市では、平成28年2月に改訂した一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化、資源化、生活排水処理施策の推進を図ってきた。今後、社会・経済情勢の変化、様々な問題に対応し、循環型社会の構築を目指すには、引き続き、更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していく必要がある。これらを踏まえ、ごみ、生活排水への適切な対応、リサイクルの推進、4R活動の推進などにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。

2ページ、計画の位置づけについて、国の法律・計画、愛媛県の計画、本市の上位計画と整合を図り、一般廃棄物処理基本計画で必要な事項を定める。

3ページ、計画の範囲は、対象とする廃棄物は図1-3で青く囲んでいる。一般廃棄物はごみ・生活排水を対象とする。計画期間・目標年度は、図1-4に示す。計画期間は、令和10年度までの5年間、目標年度は令和15年度とする。今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、基本計画の前提となる条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行う。

4ページ以降は伊予市の地域概況についてまとめている。

第2編「ごみ処理編」について説明する。10ページ、第1章ごみ処理の現状と課題について、ごみ処理に係る組織及び体制について、現在、市で収集しているごみは、一般家庭から排出される家庭系、事業所から排出される事業系からなる。可燃ごみについては、これまで伊予地区清掃センターで焼却処理を行っていた。令和5年4月より施設の老朽化に伴い、焼却炉を停止し、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分をしている。不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては民間委託処理を行っている。

11ページ、ごみ処理体系及び処理フローについて、ごみ処理の流れである。

12ページ、ごみ処理に係る将来構想・計画等で、愛媛県は、令和4年3月愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示している。この計画の中で、松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町及び久万高原町の3市3町は松山ブロックとして位置づけられている。松山ブロックの3市3町は、松山ブロックごみ処理広域化検討協議会を立ち上げ、令和4年3月に、松山ブロックごみ処理広域化基本構想を策定した。今後は、この基本構想に基づき、広域処理の可否や広域処理する場合の処理体制、処理方式などを検討していく。

13ページ、松山ブロックのごみ処理に係る計画は、ごみ処理広域化の体制として、表2-3に示す体制により、対象ごみから災害時の対応などをまとめている。内容の詳細は、引き続き3市3町で議論を重ねて決定する。

14ページ、ごみ処理の現状について、ごみの排出量及び経年変化についてまとめている。総排出量の推移は、平成29年度から令和3年度の5年間の実績についてまとめている。人口、ごみの総排出量ともに減少傾向にある。市民1人1日当たりの排出量も減少傾向となっている。グラフを見ると、青い折れ線が全国の1人1日当たりの排出、緑の折れ線が愛媛県、黒い折れ線が伊予市の1日当たりの排出量。全国、愛媛県と比較しても少ない。

15ページ、家庭系ごみと事業系ごみの排出量について、家庭系・事業系ともに、減少傾向となっている。

16ページ、ごみの資源化量及び循環利用率並びに資源化のルートについてまとめている。

る。令和3年度のごみ排出量は、10,485 t、そのうち7,895 tを減量化し、1,458 tが再資源化されている。1,395 tが最終処分されている。

17ページ、資源化量の実績について、総排出量は減少傾向となっている。循環利用率は、ごみ総排出量のうち資源化量の割合で、こちらも減少傾向となっている。

18ページ、現状の排出抑制・再生利用施策について、指定有料ごみ袋制度の導入、排出抑制・リサイクル推進の取り組み、環境教育・啓発活動を行っている。

19ページからごみの分別・収集・運搬体制について、表2-7から20ページの表2-9に記載している。

21ページ、中間処理のごみ処理量も減少傾向となっている。ごみ処理量の中では直接焼却量が多くなっている。

22ページ、ごみの組成分析について、ごみの種類組成は、紙布類、化学製品（プラ製品）の割合が高い。

23ページ、最終処分場について、年度による増減はあるものの最終処分量は、近年減少傾向となっている。最終処分率は、愛媛県、全国の数値と比較しても高い値となっている。

24ページ、ごみ処理経費について、令和3年度のごみ処理経費は532,409千円、1人当たりのごみ処理経費は14,700円、排出ごみ1 t当たりのごみ処理経費は50,700円である。全国及び愛媛県と比較して、高い水準となっている。

25ページ、ごみ処理の課題について、ごみ排出量は年々減少しており、1人当たりごみ排出量も減少傾向にある。また、全国及び愛媛県の1人当たりのごみ排出量を比較しても低い水準となっている。今後、さらにごみ発生・排出削減の取組を推進していくとともに、食品ロス対策、廃プラスチックの対策など新たな取り組みを導入していくことも必要である。資源化及び循環利用率について、資源化量と循環利用率は減少傾向にある。その要因の一つは、スーパー等の民間回収による資源化量が増加したことと推察される。今後は、民間回収との連携を図りながら、適切な分別の必要性を呼びかけ、容器包装や紙類の資源化を推進するなど循環利用率の向上に努める必要がある。分別・収集・運搬体制については、今のところ問題ない。今後も、スムーズな収集・運搬のため、引き続きルールの周知徹底、ごみの適切な処置、高齢化社会への対応のため、必要に応じて、収集体制や処理体制の見直しを行っていく。中間処理については、令和5年度より、松山市西クリーンセンターに燃えるごみを搬入している。今後も引き続き減量化や資源化に向け、松山ブロックが連携して、ごみ処理広域化に伴う中間処理体制について検討していく。最終処理については、松山市西クリーンセンターへ搬入し、焼却処理後の焼却残渣は松山市内の最終処分場に埋立てされている。今後は、ごみの減量化や再資源化等の推進により、最終処分場の延命化を図る必要がある。

26ページ、前計画の検証・評価について、表2-14に前計画の目標値を記載している。減量化率・循環利用率の2項目について、目標値が設定しており、減量化率は平成20年度比マイナス10%、循環利用率は排出量に対し25%という目標値が設定されている。令和3年度実績値ではどちらも、目標値に届いていない。

27ページ、第2章一般廃棄物処理基本計画について説明させていただく。

計画の基本理念及び基本方針について、上位計画である総合計画後期基本計画において「未来戦略1 3万人が住み続けたい環境をつくりまします」では、基本目標の1つとして、「快適空間都市の創造」の1-⑦循環型社会構築に向けた環境づくりが掲げられている。また、環境基本計画の中で目指す将来環境像に向けて、4つの環境目標を掲げ、「循環型社会形成の推進」として食品ロスの削減や4R活動の推進、廃棄物の適正処理の推進等の施

策に取り組んでいく。

28ページ、ごみ処理の基本方針について書いている。基本方針1、ごみの発生・排出抑制、基本方針2、4R活動の推進による資源の有効利用、基本方針3、環境に配慮したごみの適正処理の推進という方針を立てている。

29ページ、ごみ排出量の将来推計について、図2-11のとおりである。

30ページ、将来推計の結果、ごみ処理人口の将来について目標年度の令和15年度の行政区域内人口は30,779人と推計されている。令和3年度と比較して14.9%減少すると予測される。ごみ排出量の推計について、家庭系ごみの排出量は減少、1人1日当たりのごみ排出量は令和15年度で538g、令和3年度と比較して4.6%減少すると予測される。

31ページ、事業系ごみ排出量は、令和15年度の1日当たりのごみ排出量3.8t、令和3年から54.2%減少する。ごみ総排出量は、令和15年度の総排出量が7,433t、令和3年度と比較して約29.1%減少と予測されている。

32ページ、現在の実績値と見直し年度である令和10年度の推計値、目標年度の令和15年度の推計値を一覧にしている。

33ページ、計画の目標について、国の第四次循環型社会形成推進基本計画における目標、愛媛県の減量化の目標を記載している。

34ページ、本計画の目標値設定について、ごみ排出量の減量化目標は令和15年度の総排出量の予測値は7,433t/年である。4R活動の励行、食品廃棄物の削減呼びかけ等により、ごみ減量化に努めることにより、令和15年度で7,340t/年、令和3年度比30%削減、1人1日当たりの排出量653g/人・日为目标として設定している。循環利用率の目標は、令和3年度13.9%で、過去5年間減少傾向となっている。今後さらに分別回収等の普及啓発や資源回収団体との連携等の対策を徹底することで、より一層の再資源化に努めることにより、引き続き前計画の排出量に対して25%を目標値として設定する。

35ページ、目標達成に向けた取組について、施策の基本体系を一覧で示している。

36ページからが個別の取組について記載している。基本方針1ごみの発生・排出抑制、ごみの減量の推進について、生ごみ処理機等の利用促進、ごみ分別等に関するルールの徹底・情報発信を行っていく。食品ロス削減は、おいしい食べきり運動を推進し、食品ロス削減に向けた意識啓発及び広報活動、愛媛県の家庭系食品ロス実態調査への協力、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加による加盟自治体との連携について取り組んでいく。

37ページ、基本方針2、4R活動の推進による資源の有効利用、資源化の推進として資源の有効利用、①資源ごみの分別の徹底、②資源集団回収の活動促進、小型家電リサイクルの促進、プラスチック対策として、プラスチックごみの4R運動、リユース・リサイクル施策の推進、海洋プラスチックごみの状況把握及び環境教育、情報発信について取り組んでいく。

38ページ、基本方針3、環境に配慮したごみの適正処理の推進、収集運搬に関する施策では、ごみの分別方法の検討、排出困難者への対応、効率的な収集・運搬体制等の検討について検討を行っていく。中間処理に関する施策については、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理、資源ごみの処理について検討していく。

39ページ、最終処分に関する施策について、最終処分の方針検討、ごみの排出抑制や資源化による最終処分場の延命化を、その他の施策として、不法投棄対策、漂着ごみ対策、ごみ減量化施策の推進体制、ごみ処理広域化の検討について取り組んでいく。

40ページ、第3章災害廃棄物処理に関する対応について、別途計画として災害廃棄物処理計画が策定されている。これに基づき、災害時の処理体制、災害廃棄物の処理の方法、仮置場の設置運営等、災害時の対応を定めている。

以上、計画の第1編計画の基本的事項、第2編ごみ処理編についての説明を終わる。

(会長)

では、第1編、第2編について御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

私から確認させていただく。審議会の今後のスケジュールは怎么样了のか。今日の議論を踏まえて、第2回で最終案が示され審議により決定という流れなのか。素案は素晴らしいが、膨大なので、審議会で議論が尽くせるかどうか不安である。例えば委員から後日、指摘などある場合、対応してもらえるのか今後の流れを説明いただきたい。

(事務局)

1点目、スケジュールについては、本日と2月上旬に予定している審議会で意見を集約し、最終案を確定したいと考えている。審議会での審議後、最終案について3月に意見公募を行い公表という流れになる。会長のおっしゃるとおり、かなりボリュームがあるため、本日すべての意見をいただくのは難しいと思う。2点目、後日意見を出せる機会はあるのかについて、第2回審議会までに委員へ意見照会を行いたい。文書で照会するので1月中旬を目途に意見を提出いただければ検討し、できる限り反映したい。

(会長)

委員の意見を適宜反映してもらえるので安心した。今日の議論では、枠組みなど大きく気になるところを発言いただき、細かい熟成修正などは後日意見いただくイメージで願います。決して発言を妨げるものではないので、委員からは自由に意見をいただければと思う。

(委員)

4月から松山市にごみを持ち込んで燃やしている。燃やすことにより、二酸化炭素や温室効果ガスの排出はどのようになっているのか。CO2回収設備などの対策が必要ではないか。私は地域の役をしている。社協の高齢者見守り員の会で多い意見に高齢者のごみ出し問題がある。松山市は、職員が要望のあった方へ支援する体制ができている。高齢化社会において本市でも支援できないか。

(会長)

私から関連して確認とお願いがある。温室効果ガスについては、本計画を策定する前の段階で温室効果ガスの算出は行っている。それを踏まえ、ごみ処理方法や計画を立てていると理解しているが正しいか。基本計画なので温室効果ガスについて、どこまで記載するか難しいと思う。温室効果ガスに関する記載がないので、本文の中にどこまで書き込むかについて委員の質問に回答してもらいたいのが1点。2点目は、ごみ出し問題について、35ページ施策の基本体系、基本方針3の収集運搬に関する施策(2)排出困難者への対応とある。基本計画の中では位置づけられているが、書きぶりに対する意見だと思うので、補足説明もいただきたい。

(事務局)

1点目、本市は松山市西クリーンセンターへ可燃ごみを持ち込んでいる。令和14年までに松山市南クリーンセンターの敷地内に新設を建設予定であり、CO2削減、高効率施設を目指して建設する計画で進めている。CO2対策は進めていく必要があり、3市3町で個別に燃やすより、集約した方が効率的であり、中継施設で集約して、運搬車両の台数を減らし松山市へ持ち込むことでCO2削減等を図りたい。新施設ではCO2削減のほか、効率的な予熱を利用した施設を建設したいと考えている。本市の中継施設においても間伐材等の事業系ごみについて、ごみ処理管理組合と協議し、燃やすのではなく他市町にある堆肥事業者に持っていくことにより、100t以上もあったものを堆肥に変えることでCO2削減に取り組んでいる。また燃やしていたプラごみなども分別を行うことで、令和4年4月から9月と比較し令和5年4月から9月で約20%のごみ減量化を図れた。松山市の委託料に換算すると約1,600万程度、年間では約5,000万円も削減することができた。今後も3市3町において、施設のことや運搬車両を減らすことを検討しCO2削減に努めたい。計画への記載については、会長のおっしゃるとおりである。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にも記載しているので、本計画への記載については検討させていただきたい。

2点目、高齢者の戸別収集について、これまで何回か検討した。松山市の実施している施策も研究した。松山市の職員に確認すると、対象者は100人未満であった。高齢者の中で重度の障害や要介護の方を対象としている。本市においても検討したが、対象となる高齢者には介護サービスなどを利用してもらいヘルパーにごみ出し支援を行ってもらっている。当面は、福祉と連携して対応していく。戸別収集については将来的な検討課題である。計画への記載については、検討させていただきたい。

（委員）

39ページ、不法投棄対策について、資源ごみパトロールや監視カメラ等を活用した監視強化、不法投棄防止についての意識啓発への取り組みを具体的に教えてほしい。近年農業関係では、耕作放棄が増加している。不法投棄されている状況でさえ把握できない。中山で農業委員が農地周りをしていて不法投棄がされていたので、伝えると担当外であると言われた。3～4ヶ月も放置され、環境政策課へ情報が伝わっていない。横の連携ができていないといった問題も起こりうるのではないか。詳細がわからないので監視強化について、実際にどのようにしているのか伺いたい。

（事務局）

資源ごみのパトロールについては、週2回行っている。監視カメラについては、市内11ヶ所設置している。設置しているカメラには録画できるものと録画できないものがある。不法投棄について、基本的には土地の所有者で対処しなければならないが、通報があれば、速やかに現地確認に出向き土地所有者と協力して対応している。先日も通報があり現地へ向かい不法投棄されていた空き缶を回収し啓発看板を設置した。他課から連絡が入れば、迅速に対応する体制を取っている。監視カメラの増設となると費用の面もあるので、検討が必要である。

（事務局）

意見の中で情報共有ができていないというご指摘、非常に申し訳ないことである。今後、担当課でないではなく、どのようにしていくかの説明や適切につなぐ対応について整理させていただきたい。

(委員)

不法投棄があった場合には、土地の所有者が処分しなければならないとのことだが、所有者も費用を出してまで対応することは困難ではないか。そのところをどうして行くのかが問題ではないかと考える。

(事務局)

我々も通報があれば速やかに現場確認を行う。個人の土地に捨てられた場合、犯人が特定できるものがないか、まず探す。特定できない場合、ごみを取り除くとなると大規模になるため、所有者から被害届を出してもらい、警察と連携して動くようにしている。ごみの所有者がわかれば連絡をすると直ちにに取り除いてもらったケースもあるので、状況に応じて警察と連携して対応していきたい。

(委員)

26ページ、減量化率と循環利用率のところ、大きな改善はないものと考えられ、目標値を達成しないと想定されるとあるが、目標値が高いのではないかと。計画であってもある程度実現可能な数値にするか実現可能な政策があるといいのだが。

37ページ、プラスチックごみの4R運動について、「分ければ資源、混ぜればごみ」と昔から言われている。この考えが市民に浸透すればと思う。包装プラスチックと製品プラスチックのところ、製品プラスチックとは硬いプラスチックのことなのか。今までは別々に回収していたものを一緒に出せるように検討しているということなのか。

(事務局)

目標値が高すぎるとの意見、個人的には強気の設定をしている。再考して、数値については精査させていただく。プラごみについては、プラスチック循環法に対応するように検討していく。

(委員)

愛媛県では3R、市は4Rで進めていくということか。3Rは意外と浸透してきているが、4Rは市民にあまり浸透していないかと思う。自身もカタカナ文字、ローマ字表記が苦手になってきている。本市の高齢化率が高いことを考えると、市民への広報・啓発に工夫が必要である。

(事務局)

広報活動については、わかりやすい方法で行いたい。目標値に対する補足だが、今年度のごみ排出量は9,000t弱になる予測なので、決して高い目標ではない。目標数値に近づけるよう努力していく。

(会長)

ここで、第3編について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3編、生活排水処理編について、説明させていただく。

第1章生活排水処理の現状と課題について、46ページ、生活排水処理の現状は、平成29年、令和3年の水洗化率、生活排水処理率とも増加傾向である。

47ページ、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量及び経年劣化について、浄化槽汚泥量は概ね横ばい、し尿収集量は減少傾向となっている。

48ページ、個別の生活排水の処理方式ごとの状況である。

49ページ、公共下水道の接続人口は、増加傾向となっている。合併処理浄化槽は、横ばいである。

51ページ、農業集落排水は、令和3年度時点ではやや減少傾向である。

52ページ、生活排水処理の課題について、課題としては生活排水処理、非水洗化世帯及び単独浄化槽世帯の公共下水道等への接続や合併浄化槽への転換を推進していく必要がある。生活雑排水中の汚濁負荷量の抑制は、汚濁物質の抑制について意識啓発を行っていく。前計画の目標として生活排水処理率83.4%、生活排水処理人口28,281人として掲げていたが、令和3年度実績値では未達成となっている。

53ページ、第2章生活排水処理基本計画、基本方針1「地域の状況に応じた生活排水処理の推進」、基本方針2「水質を含めた環境保全活動の広報啓発」、基本方針3「適切な収集・処理体制の確立」としている。

54ページ、将来推計の手順、実際の推計結果が55ページ下段、将来の生活排水処理形態別人口の推計は、令和15年度の生活排水処理率が91.2%となる。

56ページ、し尿・浄化槽汚泥処理量の推計について、浄化槽汚泥収集量は令和15年度の見通しが8,574KL/年、し尿収集量は406KL/年となる。計画の目標について、表3-13に記載している。ここでは将来推計結果を踏まえ、目標年度の令和15年度で生活排水処理率91.2%、生活排水処理人口27,421人を目標値として設定している。

57ページ、生活排水処理施設の整備について、公共下水道、農業集落排水も現施設の適切な維持管理・補修、水質管理に努め、合併合併処理浄化槽は、積極的に合併浄化槽への転換への普及啓発、し尿処理は、許可業者が処理施設へ搬入し、処理していく。

58ページ、その他の生活排水対策について、発生源対策は、ホームページ等を活用し、意識啓発を行っていく。し尿及び浄化槽汚泥の収集体制は、現在の体制を維持し、浄化槽汚泥の収集量を踏まえ、必要に応じて収集体制の見直しを図っていく。中間処理については、処理場でのシミュレーションを行い、現状の処理設備の範囲で水質の維持が困難になる場合には、施設の改良等を含めた検討を行い、最終処分については、中間処理後に発生する脱水汚泥等は、できる限り再使用、再生利用を行い、最終処分量の減量に努める。

59ページ、浄化槽等の維持管理体制の検討について、浄化槽の管理状況についての実態調査、浄化槽の適正な管理方法を関連団体や浄化槽関係業者と連携を図りながら指導・支援を行っていく。普及啓発活動の総合検討として、汲み取り及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換、公共下水道への接続の促進、合併処理浄化槽設置の設置費用の補助制度の周知、単独浄化槽及び合併処理浄化槽の保守点検、清掃、定期検査等の実施による適切な処理能力の維持の広報・啓発活動を進めていく。災害時に関する対応として、想定される

被害に対する災害対策について記載している。

以上、第3編生活排水処理編についての説明を終わる。

(会長)

では、第3編について御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

生活排水処理については、私の専門分野であり、専門家としてみさせていただいた。基本計画としては妥当だと思う。ただ先ほどのパートと同様に具体的にもう一步踏み込んだものにするかは議論の余地はある。

私から一つ質問させていただく。汚泥の再利用については記載されているが、処理水の再利用についての記載がない。長年、大平の処理施設の処理水を農業に安全に再利用できないか。下水処理水の農業利用の可能性であるとか、循環の仕方、安全安心をどのように担保していくかという研究を行ってきた。水不足に対する下水や集落排水の利用についての記載があってもよいのではないか。水不足環境ともやはり関係があると思われるが、緊急時の体制を整えておく必要性について伺いたい。

(事務局)

集落排水の処理水に関しては農業利用をしている。下水処理水についても道路の水まきなどに利用しているが、一般の方へは渡していない。

(会長)

無理に記載する必要はないが、処理水はすべて海に放流しているのでなく実際に利用しているのであれば、街路樹に撒くなどの記載があってもよいかと思う。

(事務局)

記載するようにしたい。

(3) 伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画(案)について

(会長)

続いて、議事の(3)伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。はじめに計画策定の目的について、伊予市及び松前町で構成する伊予地区ごみ処理施設管理組合の伊予地区清掃センターは、昭和52年3月の竣工から46年経過し、施設及び設備が経年劣化し、多額のメンテナンス費用が必要な状況となっており、また、延命化にも多大な費用がかかり、構成市町の財政負担が大きくなることから、令和5年3月をもって焼却炉を廃止し、4月から松山市へ一般廃棄物の処理を委託している。

焼却炉を廃止した清掃センターを放置することで、ダイオキシン類やダイオキシン類を含む汚水の大気中及び敷地外への排出の恐れがあるため、早期の解体が必要と考えている。

併せて、松山ブロック(松山市、伊予市他1市3町)において、ごみ処理広域化に関する基本合意がなされ、近い将来、3市3町の可燃ごみ及び粗大ごみは、松山市の処理施設

で処理することとなっている。その基本合意の中で、松山市以外の構成市町は、住民等が広域処理施設に直接持ち込もうとするごみは、当該市町が整備する中継施設で集約後、広域処理施設に搬入するものとされていることから、中継施設を含め、住民の安全・安心や公共用地の有効利用に資するための施設整備に係る基本計画を策定するものである。

この計画は大きく「伊予地区清掃センター解体計画」と「跡地利用施設整備計画」という2本立てになっている。

1から2ページをご覧ください。はじめに伊予地区清掃センター解体計画について説明する。基本方針としては、施設内に設置されているプラント設備やコンクリート構造物の撤去費用の算出にあたり、「概算数量×他事例の単価」の考えを基本とし、仮設工事や汚染物除去、環境調査、発生材処分について費用の根拠を設定し、コスト縮減に努め、解体計画を検討していく内容となっている。

3ページをご覧ください。跡地利用施設整備計画について説明する。解体後の跡地では、直接搬入される可燃ごみの積替えが行われるとともに、住民サービスの観点から粗大ごみや一部の資源ごみも受け入れる施設を整備する計画である。

4ページをご覧ください。事業工程については、令和7年度から実施設計を行い、解体工事後すぐに施設整備工事に着手し、令和12年度から稼働できる予定である。

5ページをご覧ください。処理施設については、安価に建設するために、簡素化を図り、中継施設と保管施設（ストックヤード）に分けて計画する。環境保全策としては、本地域の法規制はないが、近隣住民や作業員に配慮した対策を実施する。

5ページ下段から6ページをご覧ください。跡地利用施設の配置人員は5名を想定している。また、施設には事務室、会議室、休憩室を確保し、太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入やSDGsを考慮した計画にしたいと考えている。

なお、審議会でもいただいた意見等の反映や微調整を行い、令和6年2月に開催予定の組合議会に議案を上程し、審議いただき、令和6年3月中に市民に対して意見公募を実施し、公表という流れになる。

以上、説明を終わる。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

確認だが、本計画については委員での審議は今回のみということになるのか。

(事務局)

会長のおっしゃるとおり。本審議会でも意見をいただき、ごみ処理管理組合の議会に議案として提出予定である。計画の中身についての意見として今回しかない。一般廃棄物処理基本計画と同様に意見照会させていただく。提出された意見については協議し、計画に反映させたい。

(委員)

先日開催されたCOP28において再生可能エネルギーを現状の3倍にと決まったようだ。跡地利用としてバイオマス発電がいいと考える。ソーラーパネルは、どこでも空いて

いる土地があれば設置している。メリット・デメリットを考えるといいとは思わない。風力発電、水力発電などあるが、段階的にスケジュールの中でやっていくべきではないか。でないと伊予市は前に進まない。検討をお願いしたい。

(事務局)

この計画は、施設を解体して、中継施設を建設というものである。バイオマス発電についても検討した。バイオマス発電については、7,000円/tぐらいで間伐材等が購入できないと、大赤字になる。本市の場合、補助金を使っても12,000円/tぐらい掛かってしまう。ここをクリアしないと燃やすものがなく、外国から輸入しようとする外国の資源破壊につながる。戦争の影響でロシアから安価に輸入できず燃やすものがなく民間でやめていくケースも増えている。

中継施設の建設予定地には、間伐材が200t/年ぐらい集まることもあり検討している。現時点では、間伐材を堆肥化することでCO₂の削減をしていく。バイオマス発電については将来的に燃やすものが安価になり、補助金の活用等により、この施設に別計画で検討していきたい。まずは、中継施設の建設ということで理解いただきたい。

(会長)

先ほどの意見も非常に貴重だと思う。

(4) 松山ブロックごみ処理広域化基本計画(案)について

(会長)

続いて、議事の(4)松山ブロックごみ処理広域化基本計画(案)について、事務局から報告をお願いする。

(事務局)

本計画策定の背景としては、令和2年9月に中予圏域の3市3町で構成する松山ブロックごみ処理広域化検討協議会を発足し、ごみ処理広域化に関する検討を開始した。令和4年3月には、松山ブロックごみ処理広域化基本構想を策定し、さらに、令和5年3月には、ごみ処理広域化に関する基本合意を締結し、これにより、正式に松山ブロックによる、ごみ処理の広域化を進めることが決定した。

今回の基本計画は、3市3町のごみ処理状況を整理するとともに、松山ブロックのごみ処理広域化に係る基本的事項を明らかにすることを目的とし、策定するものである。

資料4をご覧ください。計画策定までのスケジュールは資料4に示すとおり、松山市において両(南・西)クリーンセンター周辺地域への住民説明を行い、基本計画案を確定し、令和6年1月5日から令和6年2月5日までの30日間、実施期間を統一して各市町で市民に対して意見公募を実施する。意見が提出された場合には、各市町での回答対応となる。

3月上旬、検討協議会で公募意見等を踏まえた計画の策定の可否を諮り、市長決裁を経て公表という流れになる。

資料5をご覧ください。計画の内容については、資料5の概要のとおりで、各市町の老朽化した可燃ごみ処理施設の更新等の課題解決のためにごみ処理広域化を推進するも

ので、対象ごみや施設体制等についての広域化の体制を明記したものとなる。

今後の方針としては、可燃ごみと粗大ごみの処理については、地方自治法に定める「事務の委託」を採用し、各市町の議会の議決を経て協議を行い、規約を定め、松山市に委託するものとする。規約施行日から正式にごみ処理広域化が開始されることになる。

また、不燃ごみや資源ごみについては、引き続き各市町が個別に処理するものとする。

なお、新施設の整備に関しては、最新のごみ処理実績に基づく将来推計から施設規模の算定等を行い、令和6年度末を目途に「ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、令和14年度からの供用開始を目指して建設工事を進める予定である。

年明け1月5日（金）から2月5日（月）までの30日間、意見公募を行うので、意見等あればお寄せいただきたい。

以上、報告を終わる。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（会長）

私から確認だが、この基本計画については事務局からの報告であって、委員からの意見については意見公募でということによいのか。ただし、先ほどの報告に対しての質問は受けるという理解でよいか。

（事務局）

会長のおっしゃるとおり。

（会長）

では、これまでの総括として、何か発言のある方はいないか。

（委員）

計画に対しての意見でない。一生活者として、ごみは減らして行かなければならない。燃えるごみに混ぜていたプラごみは水洗いして、分別する。その一方で、排水については、生活雑排水中の汚濁負荷量の抑制のため、水は汚さない。洗剤は必要量を減らす。これを実際の生活に落とし込むと矛盾がある。油など汚れたものを拭き取れば、燃えるごみが出る。洗えば洗剤を使い水も汚れる。しかし、ごみを分別するなら、燃えるごみは増えるし水は汚れる。トータルして考えたときに、どちらがいいのかと考えてしまうが、どう思うか。

（事務局）

確かに、市民の協力のおかげで、20%のごみ減量化が図れた。プラスチックの資源化も、昨年と比べ1割ほど増えている。紙ごみは民間回収に回っているため、本市に来るごみは減っている。物価高騰などの影響により生活が厳しい中で市民が努力し、ごみが減ることでごみ処理経費が削減できている。このことに関しては市民にこの場をお借りして感謝したい。今後も、生活がしづらいところもあるが、我々も努力していくので、引き続き協力願いたい。

（会長）

市としてもいろいろと考えている。今日の話の中にもあったが、わかりやすい広報によ

り、疑問もうまく応えていけるようしっかり受け止めて、市民の方々に発信をしていただきたい。

(事務局)

承知した。

(5) その他

(会長)

最後、議事の(5)その他について、審議、連絡等あればお願いする。

(事務局)

次回審議会の開催は、令和6年2月9日(金)午前中の開催を予定している。

内容としては、意見をいただいた一般廃棄物処理基本計画(案)、R6年度の一般廃棄物処理実施計画(案)の審議ほか、R5年度の主な取組についての報告事項が中心となる予定である。

また、限られた時間の中での審議となり、主要議事に関する意見について令和6年1月10日(水)を期限として、改めて照会させていただきたい。

以上、連絡を終わる。

(会長)

他にないようなら、本日の議事を終了する。委員の皆様の円滑な進行への協力にお礼申し上げます。進行を事務局へ返す。

(事務局)

以上で第1回伊予市環境審議会を閉会とする。